

【翻訳】

国家、自治体、市民団体に共通する 継続的な課題としての応用的な犯罪予防

ハンス-ユルゲン・ケルナー¹
竹村 典良 訳

論題への導入：とりわけ児童と少年による非行の処遇と統制における
変化に関係して

ドイツにおける犯罪予防のための具体的な計画とその持続可能な現実化は、現在までに約30年というどちらかといえば短い歴史を有するにすぎない。1950年代以降の初期の状況を見るならば、“Kriminalprävention”（犯罪の予防）は一般予防の考慮を意味する言葉として、“Kriminalprophylaxe”（犯罪性の予防法）は個別予防の取組みを意味する言葉として、刑事立法における刑事政策の報告書、専門家団体の年次大会や記念行事における歓迎の挨拶、あるいは、犯罪統制の問題に関する研究者の文書においてさえも、かなり広範に使用されていたことが明らかになる。しかしながら、とりわけ21世紀の現状に基づいて回顧的に再評価するならば、具体的な実践と精緻な理論が驚くばかりに欠落していた。

児童と少年による非行に関する福祉の分野において、地方ならびに地域の自治体は、「少年福祉法」(Jugendwohlfahrtsgesetz, JWG)を参照しなければならなかった。本法は、当初、ワイマール共和国時代における当時の近代教育と児童発達心理学の思潮の影響のもとで、1920年に制定された。1933年以降の国家社会主義の下で、「非ドイツ人」未成年は言うまでもなく、望ましくない家族とその子孫、個人的に危険な状況にあるあるいは望ましくない少年、とりわけ危険な児童初期の犯罪者に対する国家と社会の対応の耐え難き「軟化」として当時考えられた諸概念

をいわば「除去する」ために、本法は「帝国少年福祉法」(Reichs-Jugendwohlfahrtsgesetz, RJWG)として改変された。第二次世界大戦後、立法者は帝国少年福祉法からナチの影響の明らかな部分を取り除き、再び少年福祉法に名称を変更した。しかしながら、行政管理法の伝統的な「干渉主義的(パターナリスティック)」な法律としての基本構造は変わらなかった。

1960年代初期に若干の改正が行われた後、1990年に連邦議会は根本的な改革を行った。少年福祉法(JWG)が廃止され、「児童・少年援助法」(Kinder- und Jugendhilfegesetz, KJHG)が制定され、コミュニティー・サービスを優先する公共行政(public administration)という新しい考え方が導入された。そこにおける主導的な思想は、良好な日常の家庭生活を創造・維持し、適切に児童の世話・教育を行い、彼らの人格の発達のために、外的・内的危険から彼らを身体的・心理的かつ理性的に守る両親の能力を強化することであった。簡潔な標語で表現するならば、地方自治体と国は可能な限り迅速に対応し、必要な場合には継続的な支援を行い、規制や行動の命令は可能な限り少なくし、とりわけ、国親的な介入を制限し、あるいはまったく行わない、ということである。

それに続いて、1970年代以降に少年非行に関わる法執行と審判の実務において発展してきたダイヴェージョン戦略・戦術が現れた。犯行によって告訴された、とりわけ初犯の少年を注意深くかつ慎重に取り扱うこれらの新しい方法・手段は「待機と観察」(warten und sehen)という基本思想によって指導された。軽微な犯罪あるいは犯罪者の取り扱いにおいて、いかなる事後的措置も講じないか、あるいは、熟慮し、終局的に援助、支援、指導の措置を講じるために地方あるいは地域少年局に書類を送検するか、少年係検察官は事件の手続きを打切るか否かを決定する最初の機関である。これに対して、とりわけ重大犯罪あるいは少年犯罪者に関して、地方少年裁判所の少年係裁判官に、非行少年に対してインフォーマルな「措置」あるいは「命令」を課すように求め、少年係裁判官がそのようにした場合に、保護観察期間中その後の手続きを停止し、少年が十分に規則に従って行動した場合に手続きを打切ることがで

きた。逆に、少年係検察官が少年犯罪者の公訴を決定した場合、とりわけ少年が人格的成熟と / あるいは行動の改善の兆候を示した時、少年係裁判官はインフォーマルな手続きの選択を決定することができた。

そのような少年司法の実践的な取組みは、少年刑法の大多数の研究者によって、全面的に正しいとされないうまでも、少なくとも準法的に (paralegal) 有用で基本的には是認できるものとされた。かくして、(西) ドイツ連邦共和国 11 州すべてにおいて、1980 年代末まで、少年係検察官と少年係裁判官は、少年犯罪を正式手続きの起訴と裁判での処理ではなく、インフォーマルな規制に大きく方向転換した。しかしながら、実際には州の間には著しい差異が存在した。インフォーマルな手続きや処置がなされる割合は、南部諸州では約 40% であるのに対して、北部諸州では 90% 近くに達していた。

いわゆる 1990 年第一次少年裁判所改正法²は、連邦司法省 (少年) 刑法・刑事手続課によって入念に立案された³。とりわけ、児童・少年犯罪者の刑事手続・制裁の回避 (ダイヴァージョン) をめぐって、1970 年代以降に展開された国内的・国際的な議論について検討がなされた。整理統合された新しいバージョンの 1990 年少年裁判所法は、援助とダイヴァージョンを統合する指導原則に沿って、既存の 45 条と 47 条を全面的に改正した⁴。

少年非行・犯罪に関する統制政策と実践の新たな方向性について簡潔に検討する際に、中心的な趣意を次のように表現することができるであろう。(1) フォーマルな手続きや刑法のかわりに、手続打切り (即時棄却) あるいはインフォーマルな手段 (早期ダイヴァージョン) をできるだけ長期かつ広範に用いる。(2) 事件、犯罪者、被害者の特殊性のために刑法を適用することが不可避であると思われる場合であっても、少年の将来における社会統合を妨げないように、できる限り長期かつ多数、適切な場合には繰り返し、刑事罰⁵の法的性質を有しない単一あるいは複合的な教育的手段あるいは命令を課すように努める。

少年犯罪学および少年非行予防の観点から、次のようにより具体的に論じることができる。少年係検察官は、少年裁判所法の援助原則に従い

⁶、手続きを終了させ、あるいは、代替的に地方あるいは国家少年局手続きもしくは少年係裁判官の面前におけるいわゆる単純審問に付し、あるいは、最終的に正式起訴して通常少年裁判所の刑事裁判で終局するか、少年被告人に対する手続き処理の決定において、以前よりもより中心的な役割を果たすようになった⁷。

・少年係検察官は、少年裁判所法 45 条 1 項に従って、刑事手続法 153 条に定められているように、少年被告の有責性が小さくかつ刑罰を適用する社会的関心がない場合には、事件を棄却することができる。

・少年係検察官は、事件が 1 項に定められた程度を超える場合には、少年裁判所法 45 条 2 項に従って、犯行後に他の機関による十分な「教育的処置」あるいは複合的措置がすでに講じられたか否かを明らかにしなければならない。これらの機関は法律に定められていない。しかしながら、実務家、法学者、犯罪学者の通説的見解によれば、憲法原則⁸によって直接に、あるいは、それらの原則に基づく特別法によって法的に未成年者を教育する資格を付与されたすべての人あるいは機関である。

ここでは一部を例示するだけであるが、その範囲は、両親から少年団体のコーチ、学校の先生、職業教育のマイスター、地方少年局職員、そして最終的には家庭裁判所裁判官まで広範囲にわたる。少年係検察官が正式な刑事訴追や少年係裁判官によるダイヴァージョン的措置さえも不必要であると判断した場合には、これらあるいは資格を有する他の機関によって採られたいかなる措置も法的に「十分」と見做される(次の・参照)。

成人の刑法ならびに刑事手続きと比べて最も重要なのは、このように処理する少年係検察官の権限は軽罪事件ばかりでなく、少年被告が重罪を犯した事件でも適用することができるという実質的な規則である。同様に、非常に重要なのは、裁判外の和解あるいは修復的司法手続が成功した場合、これまでの通常手続きによる処理と同等と看做されるということである。

・公判前に教育的手段が講じられなかった、あるいは、講じられても法的に不十分であると看做される場合、少年係検察官は、少年裁判所法

45条3項に従って、少年裁判手続きに至る正式起訴を決定する前に、地方少年係裁判官に委託されるいわゆる「行動のための提案」をできる限りするように努めなければならない。そのような提案の内容は、最悪の場合には特別施設に少年を拘禁するに至る制裁によって、少年被告を教育しあるいは／かつ矯正するという一般的なニーズを最終的に消滅させることを目的としなければならない。少年係検察官の提案に基づいて、少年係裁判官は、少年裁判所法に規定されたきわめてインフォーマルな「訓戒」あるいは一定の措置を、単独あるいは複合的に科すことができる⁹。一方において、公益作業(Gemeinnützige Arbeit)、被害者-加害者-和解(Täter-Opfer-Ausgleich)手続きによる被害者との和解への努力、道路交通訓練コースへの参加のような選択的「教育手段」がある¹⁰。他方において、少年被告人が被害者に対して行った不正義の責任を取らなければならないことを明らかにすることを目的とする広範な「矯正的手段」の一部として、以下の「条件」が加わる。a) 加害とその結果についての彼／彼女の被害者に対する明確な謝罪、b) 惹起された損害の可能な限り完全な賠償の努力、c) 被害者への直接のサービスあるいは(損害が生じたあるいは破壊された子供の遊び場の修復のような)公共財に対する有益なサービスへの従事、d) (被害者援助プログラムあるいは加害者リハビリ協会のような)慈善団体の業務のために一定額の金銭の支出¹¹。

新しい法律の状況および少年手続きにおけるダイヴァージョンに対する実務家と法律学者による支援が増加した結果、現在、ドイツにおけるダイヴァージョンに付される平均的な割合は、単独少年係裁判官による簡易手続きのための訴追行為後あるいは少年刑事裁判のための正式起訴後において、少年裁判所管轄事件に関する少年係検察官あるいは少年係裁判官による終局決定全体の約3分の2を占めている¹²。そして、ドイツ連邦共和国を構成する(1990年の再統一後16の)連邦州の少年裁判所制度の間にあったダイヴァージョン率の差異は殆どなくなった。さらに、民間地域団体や地方自治体少年課によって運営される多数の地方ダイヴァージョン・プログラムは、実体的かつ持続可能な犯罪予防の原則

と実務をその活動に含めるようになった。そのような新しい犯罪予防の思想とプログラムの「大きなうねり」は、本稿の以下の章でさらに詳細に扱われるであろう。

1 1980 年代までの近代的な犯罪予防に向かうドイツ

(西) ドイツにおける洗練された犯罪予防の理論化のためのいくつかの先駆的で価値のある具体例およびそのような方向性における散在する実務の取組みは、回顧的にすでに 1980 年代に見出すことができる。その年代以前は、それほど多くは存在せず、あるいは、実際に存在するとしたとしても、それほど多く公的に記録されていないか、文献情報源を通じて捕捉することはできない。その限りで、犯罪予防に関係する多様な用語により、ドイツにおいて情報データベースを用いて行われた調査研究プログラムの実行の結果を提示することは、興味深いことと思われる。

連邦憲法裁判所（カールスルーエ）および連邦最高裁判所（とりわけ刑事部、カールスルーエ）の蔵書・資料サービスの共同データバンクにおける調査研究プログラムの実行によって、以下の結果が明らかになった。検索条件に合致した項目件数 280 件のうち、1980 年から 1989 年が 7 件、1990 年から 1999 年が 59 件、2000 年から 2014 年が 114 件であった。関連出版・刊行物の全国的収集・貸出を目的としてドイツ研究財団から資金提供されたテュービンゲン「犯罪学専門サービスライブラリー」の専門データバンク犯罪学文献資料（KrimDok）¹³における調査研究プログラムの実行によって、以下のような調査結果が得られた。1970 年から 1979 年は毎年 10 件未満、1980 年から 1989 年は 10 件以上 20 件未満、1990 年代初期に 20 件以上から同年代末には約 160 件まで増加し、そのピーク後に 2000 年代には落ち着いて毎年 40 件から 70 件の間で推移している。

初期の発展に関してより質的な研究をするならば、ドイツ警察当局および諸機関が、国家、地域、地方レベルにおける多様な部局、機関、団

体に共通で重要な政策課題として、最も真摯に犯罪予防の問題に取り組んだことが明らかになる。とりわけ、ヴィースバーデンにある連邦刑事局（連邦刑事警察局）は、ハイレベルの実務家・刑事政策立案者や研究者まで広範囲に及んで引きつけたいわゆる全国的な「秋季会議」に、繰り返し積極的に関わった。第1回秋季会議は1964年に「犯罪との予防的戦い」を主たるテーマとして開催された。10年後の1975年の秋季会議では、全体テーマとして「警察と予防」の関係について議論された。1990年代直前の1988年の秋季会議の全体テーマにおいて、「全体としての社会への挑戦／課題としての犯罪統制」という中心的な問題に取り組まなかった。

しかしながら、ドイツ憲法の命に従い、ナチスドイツ時代における中央警察権力の忌まわしい経験を反省して、「警察取締り」が基本的に州の管轄とされたことを明確に指摘することが重要である。公にそのように定められた「連邦警察」局／権限が発展してきたのは、1990年の再統一後の二十年間における州と連邦の権限配分の再編成の期間においてである。それ以前は、州警察が具体的な計画とプログラムの実施において優先権を持っていた。しかしながら、そこにはシステムティックな発展はほとんど見られなかった。1970年代に、多数の警察ならびに他の権力にとって何らかの刺激となる推進力が、もう一つ別の公権力、すなわち法的権力によって動き出した。米国の犯罪予防理論・概念・戦略に関する直接の知識を有する大学の犯罪学の教授であるハンス・ディーター・シュヴィント（Hans-Dieter Schwind）がドイツ北西部ニーダーザクセン州司法大臣に就任した。同州の～社交辞令的にいうならば～不十分で特異ではない状況を理解した後、彼はとりわけハノーバー（ニーダーザクセン州都）に、権限を有する警察局とともに、「プログラム警察とソーシャルワーク」を創設した。そこでは、逮捕された被疑者および警察に援助を求める犯罪被害者に第一線の個人的な援助とソーシャルサービスを提供するために、特別な訓練を受けた司法ソーシャルワーカーが警察本部に新しく創設されたオフィスに配置された。また、シュヴィント教授は、司法省職員の多くのあからさまでより精神的な不安に抗し

て、ドイツで最初の新しいプロジェクトチーム「司法ソーシャルサービス計画・調査・協会」を司法省の中に設置した。彼とプロジェクトチームのメンバーは、他の者と協力して、多様でそれまでバラバラであった政府の責任領域の計画と実践の職務を全うすることを目的として、簡明な「包括的犯罪防止計画」を発展させた¹⁴。連邦刑事局科学捜査研究所長に任命されたエドヴィン・クーベ (Edwin Kube) 教授は、1980 年代に連邦警察の業務に関わり、警察実務に関する理論的知識と経験的知恵を蓄積する事業を成功させ、最終的に、多大な影響力のある研究書『体系的犯罪予防』(Systematische Kriminalprävention) を出版した¹⁵。

1980 年代半ば、ドイツ連邦政府はドイツ全体における暴力犯罪、とりわけ、少年による暴力、家庭内・パートナー間暴力の認知件数の増加に大いに関心を抱くようになりつつあった。ハンス・ディーター・シュヴィントの活動とスタミナを知った内閣は、結局、公的・私的暴力に関するすべての政策、立法、実践的・科学的局面、実践に関連する知識を評価し、効率的かつ効果的に取り組むために、「暴力委員会」(Violence Commission) を創設するための援助を彼に要請した。委員会は「全国委員会」ではなかった。その理由は、すでに指摘したように、連邦政府が警察と司法の代表を委員会に含めるよう尽力していたからである。ここにおける構成上の権限は州側にあったがために、これらの州を(妥協のない諸政府と党派集団を伴う)形式的な協調関係に導くことは、少なくとも長期にわたる実質的に「込み入った」交渉という結果になった。かくして、暴力委員会は連邦議会諸党派の政治的支援を伴う連邦政府委員会とされることが決定された。当時高名で政策志向的な刑法教授のユルゲン・バウマン (Jürgen Baumann) とともに、シュヴィントは当該委員会の副委員長に任命された。委員会は、警察、司法、社会・少年・福祉局の実務家、連邦ならびに州レベルの多様な政策立案者、犯罪学者を含む大学の研究者によって構成されている学際的な組織で、1987 年から 1990 年まで活動した。そのような委員会の作業は、最終的にいくつかの付加的なワーキング・ペーパーを加えた 4 巻からなるレポートとなり、ドイツにおける応用的犯罪予防に関する議論、計画、実現を実行

に移すことを促進し、一種の「誘導的な影響」を及ぼした¹⁶。しかしながら、その後数年間は事態の進展は緩慢であった。

2 1990年代以降のドイツにおける応用的な犯罪予防の新しい波

近代の犯罪予防思想、理論、プログラムを押し進めようとする全ての政策立案者、実務家、研究者にとって、合意が得られた「実行可能な」犯罪予防のための正式な国家計画を發展させ、連邦、州、地方自治体(少なくとも大都市)レベルの当局を実践のための効力のある合意に至るよう説得するにはおそらく数十年を要するであろうことは、極めて明白であった。これまで、そして少なくともポストコミュニストの中央集権国家ハンガリーにおける新しい政府と政治権力の「古き良き時代」とは対照的に、本書『カタリン・ゲンツェル教授博士古稀祝賀論文集』への多様な寄稿によって名誉を受けるに値する私たちの親しい同僚カタリン・ゲンツェル(Katalin Gönczöl)が、2003年にハンガリー内務省特別部局のリーダーの地位において、多様な起源と場所を連合させて、制度的に可能とされ、現実的に開始することができたもののような、一種の現実の「犯罪予防に関する国家戦略」を準備することが有用であるとは思われない¹⁷。そのような努力の代わりに、ドイツ犯罪予防・加害者支援財団(Deutsche Stiftung für Verbrechensverhütung und Straffälligenhilfe: DVS)¹⁸の創設者で現在も会長を務める私自身も含め、多数の活動家は、構想を發展させ、そして、しばしば変化する困難で鋭敏な条件の下で、既存の制度と利害関係者の利益的地位を架橋する全国的な運動に向かうインフォーマルなロードマップを一歩一歩確実に推し進めた。

最初の火花は北部ドイツで発した。1992年、ハンザ同盟加盟都市リューベック(シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州)は、全コミュニティーに関係する逸脱・非行・犯罪・被害化・犯罪の恐怖の諸問題と協力して取り組むために、ドイツで最初の「地方自治体犯罪予防協議会」を開催した。リューベック市長の公式参加と実質的な関わりに加え、地方

(刑事) 裁判所、少年刑事裁判所に設置された検察庁、州内務省に責任を負う市警察署、市社会サービス局、商業会議所、裁判援助・保護観察所、慈善団体のように、いくつかの他の機関が加わり、代表を派遣した。リュエベックの活動家は、ミュンスター・ヒルトラップにある「警察幹部養成専門大学」(Pilozei-Führungsakademie) の代表と親交があった¹⁹。

シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の他の市町村、ならびに、北部諸州の市町村もこれに続いた²⁰。当初は自然発生的で不確かな理念であったが、すぐに、全てのコミュニティー犯罪防止協議会、類似の私的プログラム、構想に共通の諸問題、および、中心地における知識とサービス力の蓄積のための州規模の基盤を創り出す確かな計画に発展した。結局、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン政府とともに地域の諸団体が加わり、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの州都キールにある内務省管轄の「州犯罪予防協議会」が設立された²¹。州協議会の指導的な人物の一人が、長年にわたってそして現在でもヴィースバーデンにある連邦刑事局 (BKA: Bundeskriminalamt in Wiesbaden) の局長を務めるヨルク・ツイエルケ (Jörg Ziercke) であった。このような状況によって、少なくとも部分的に、犯罪予防理念と努力が当地で今日でもなお引き続き尊重され、経験的プロジェクトのための犯罪学ほかの研究に対して財政支援がなされる理由、を適切に説明することができる。

1997 年、各州政府・上院部局、連邦内務省のいわゆる常設会議は、かつての伝統的な警察犯罪予防キャンペーンの考え方を再開することを確認した。警察当局と諸団体への制度の適用のための計画と慎重な歩みに基づいて、新しい事実上全国的な制度は「州・連邦連合犯罪防止プログラム」という名称が用いられた。このプログラムは、政府予算の分担金によって資金調達され、本部と事務局がシュトゥットガルトに置かれ、バーデン・ヴュルテンブルク州刑事警察局に帰属する²²。

同じく 1997 年、家族・女性・高齢者・少年省 (Bundesministerium für Senioren, Familien und Jugend, BMFSFJ) は、社会科学、公共の福祉、健康の視点を持つ「児童・少年犯罪防止ワーキングユニット」を

設立することができるように、バイエルン州都ミュンヘンにあるドイツ少年局 (Deutsches Jugendinstitut, DJI) に多額の財源を提供した。

1999年、「連邦交通・建設・都市開発省」(Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung)²³は、「社会都市」(Soziale Stadt)の名称の下で、都市構造と公共空間の予防を増進するために全国的な奨励プログラムを始めた²⁴。

2001年、ドイツ連邦政府と各州は、ドイツにおいて犯罪と犯罪性を減じるための多様なアプローチを推進する全国的な犯罪予防組織として、財団法人「ドイツ犯罪予防フォーラム」(Stiftung Deutsches Forum für Kriminalprävention)²⁵を創設した。他方で、ドイツ都市協会、ドイツ地方自治体協会、20を超える民間機関、企業、(大部分の)慈善団体のようないくつかの他の機関や団体が加わった。財団法人ドイツ犯罪予防フォーラムはその主たる任務として、a) ネットワークの形成と協力、b) システム化、c) 知識の管理と伝達、d) 広報、を定めている。

同2001年、ドイツはブリュッセルに本部を置くヨーロッパ犯罪防止ネットワーク (European Crime Prevention Network, EUCPN)を開始するためのヨーロッパ司法・内務理事会の発起人に加わった。このネットワークは、各EU加盟国から任命された国家代表、および、実務家や研究者のような他の犯罪予防の専門家によって構成される。

3 ドイツにおける一連の前途有望な包括的全国会議の展開： 「ドイツ犯罪予防会議」

上述のリュューベック市犯罪予防協議会は、その創設(1992年)直後からすでに、近隣のEU加盟国との国境地域で活動している機関、指導者、民間団体を加えて、地域的な、そして長期的には、全国的なネットワークを創設することを熱望していた。理事会の活動家は多数の団体や人々と接触し、3年間でネットワークを形成し、協力的な計画を立て、準備をし、2005年9月には、共同体はリュューベックで第1回ドイツ犯罪予防会議を成功裏に開催した²⁶。参加者はいささか少数であった(186

人の代表と数人のサービス業務に携わる者)。主たる協力オーガナイザーは、ドイツ犯罪予防・加害者支援財団であった。協力機関の名称を見れば、すでに当初からその広範囲に及ぶ特徴は明らかであった。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州犯罪防止評議会、フリードリッヒ・エーベルト財団、ソーシャルワーク・刑法・刑事政策のためのドイツ協会高等教育局 (DBH)、ヨーロッパ地方自治体・地域評議会ドイツセクション、ヨーロッパ理事会。

ドイツ犯罪予防会議は、その間に、犯罪予防分野における全国年次大会として発展してきた。今日では立派に確立した機関の目的は、広範な社会ネットワークの中で犯罪予防を提示し強化することである。かくして、当該会議は犯罪の減少ばかりでなく、犯罪の恐怖と犯罪被害者数の減少にまで寄与している²⁷。会議の主たる目的は：

- ・犯罪予防とその効果に関する現代的かつ基本的な問題を提示し交換すること。
- ・パートナーを犯罪予防の領域において結合すること。
- ・犯罪予防の実務および専門的知識の交換を促進するためのフォーラムとしての機能。
- ・国際レベルでの接触と情報交換の援助。
- ・実践戦略のディスカッション。
- ・犯罪予防領域における実践、政策、運営、研究のための勧告の作成と普及。

2007 年にヴィースバーデンで開催された第 7 回ドイツ犯罪予防会議の開始とともに、オーガナイザーは国際的な聴衆に特別に対応するために「国際年次フォーラム」を会議の組織に組み入れた。(ドイツからも含め) 英語を話す仲間とアイディア、目標、結果、プロジェクト、スピーチを共有し、議論し、ドイツの犯罪予防の様式と方法を経験して知るために、犯罪予防のすべての領域から専門家が招待された²⁸。

対象集団に関して、ドイツ犯罪予防会議と年次国際フォーラムは、犯罪予防に関するあらゆる領域、とりわけ～アルファベット順で～行政、教会、健康システム、法律、地方権力、メディア、組織と協会、警察、

政界、予防委員会、プロジェクト、学校、科学、少年福祉で働く世界中の人々（ドイツ語圏と非ドイツ語圏）と関係を持つこととなった。

ドイツ犯罪予防会議（GCOCP）はドイツ犯罪防止・犯罪者支援財団（German Foundation for Crime Prevention and Offender Support）の代表として活動する。その組織体ととりわけその運営は、いわゆる「会議パートナー」と継続して協力して行われている。これらは国家レベルの「永続的国家パートナー」である²⁹。それらは、会議の全体テーマ、副次的議題、研究論文、報告者、課題・自由ワークショップのオーガナイザー、会場パフォーマンス、課題フィルムイベント、そして時々の特別児童・少年大学に関する計画ととりわけプログラムに直接の影響を及ぼす。それらは、会議最終日にイベント開催都市の一般の人々に開示される展示会の場所（犯罪予防の分野における「可能性の市場」）が、応募しているいずれの機関あるいは団体に対して提供されるかを共同決定する。

「常任国際パートナー」は、「ヨーロッパ都市安全フォーラム」（European Forum for Urban Security, EFUS）³⁰、「国際犯罪防止センター」（International Center for Crime Prevention, ICCP）³¹、「世界保健機構」（World Health Organization, WHO）³²、「国連未来都市居住環境」（UN-Habitat for a Better Urban Future）³³、「韓国犯罪学研究所」（Korean Institute of Criminology, KIC）³⁴である。

会議のたびに、プログラム委員会と実行部隊は、地方、地域、国家レベルにおけるイベントに関係するパートナーを招待する³⁵。

結論

コミュニティー犯罪予防を中心とする全国規模の犯罪予防組織という考えは、多様な組織と個人のパートナーの間の安定した係り合いを必要とする。ローカルレベルにおいて、ドイツ人は「犯罪予防は市長の責任！」という慣用的表現に慣れ親しんでいる。このスローガンは、市長が日常業務において犯罪予防に尽力することが求められる、ということ

を意味するのではない。それが表しているのは、自治体の最高の代表者が、行政の協力者、市民、とりわけローカルメディアに対して、彼女あるいは彼がよく計画が練られ、組織化され、統合に向けられたコミュニティー犯罪予防の重要性を本当に確信していることを繰り返し表明するならば、プログラムが～しばしばあるように～「藁火災」のような短期的な熱狂にとどまるのではなく、a) 実行に移され、b) 安定した事業に発展する現実的な機会がある、ということである。多数のドイツの大都市のように、市長が市長のヘッドオフィスに直属する小規模ではあっても常設の特別部局を設けるならば、より良い状況になる。さらに、彼女あるいは彼が、犯罪予防デー、あるいは、メンバー組織、協力団体、草の根運動の記念行事に個人的に参加すべきである。

常設ネットワークは、ローカル・パートナーと関係協力者の間に透明性、受容性、統合の確固たる感覚を生み出すのに役立つであろう。これは、(電子的な)情報の共有、年間を通じての度重なるミーティング、クライアント、傍観者、住民、とりわけ近隣住民と「面と向かい合う際に」避けられない苛立たしい経験について腹藏なく討議すること、そして忘れてならないのは、複雑な社会問題についての紛争やいさかいに係り合う公共機関の現場レベルの代表あるいは職員・官吏を通じて、実現することができるであろう。さらに、パートナーや協力者は、ここかしこにおいて、コミュニケーション上の災難を被り、他者の「不機嫌」によって傷つけられたと感じることもあるであろうが、それらは一般的な「人間の境遇」において避けられない出来事である。慎重なオープントークで処理されなければ、彼らは内に引きこもり、結局、プログラムのすべての活動がキャンセルされるであろう。このような問題は、ドイツにおける犯罪予防の展開過程において、「本当に現実的なストーリー」として豊富に存在する。

概して言えば、ドイツには、今でも「犯罪予防に関する全国的な戦略」は存在しないが、地方、地域、州と連邦の個々ならびに横断的なレベルの会議やネットワーク、とりわけ、ドイツ犯罪予防会議年次大会の機会に、活動家たちの躍動的で多面的な状況が見られる。ハンガリーで

は、カタリン・ゲンツェル (Katalin Gönczöl) とその共同研究者は幸いなことにそのような全国的な戦略を作り上げ実行することができた。しかしながら、2013年にブダペストで開催されたヨーロッパ犯罪学会年次大会のような会議の参加者と対話し、関係公刊物について学術的な研究をするならば³⁶、国外の視点から、政治体制と政策の変化および公衆の「一般的な風潮」の変化が全国レベルの犯罪予防プログラムの具体化とそのさらなる発展をますます妨げているように思われる。将来明るい方向に転換することを期待したい。ハンガリー犯罪学と犯罪学者と親交のある友人として、とりわけ、2つのイベントにおける数十年にわたるカタリン・ゲンツェル (Katalin Gönczöl) とその共同研究者との親しい海外共同研究者として、そうしたい。

【脚注】

- 1 Hans-Jürgen Kerner: Applied Crime Prevention as a Continuous Challenge for State, Municipalities and Citizen's Associations Alike. Reflections on the Case of Germany. In: Andrea Borbíró et al. (Eds.): A Bünető Hatalom Korlátainak Megtartása: A Bünetetés Mint Végső Eszköz. (Liber Amicorum for Katalin Gönczöl). Budapest: Elte Eötvös Kiadó 2014, Pp.275-288.
- 2 Erstes Gesetz zur Reform des Jugendgerichtsgesetzes, JGG. この少年裁判所法 (JGG)、それに先行する 1923 年と 1943 年の法律に続く三番目の法律は、1953 年に施行され、その後、連邦の立法者、すなわち、ポンの連邦議会によって、追加修正された。
- 3 当該部門の連邦公務員は、他の機関や団体、とりわけ、独自の少年司法改革委員会を運営し、強力な影響力のある「ドイツ少年裁判所・少年裁判所援助協会」(Deutsche Vereinigung für Jugendgerichte und Jugendgerichtshilfen e.V.; <http://www.dvjj.de/>) と密接かつ継続的な関係をもって活動した。

- 4 Cf. Frieder Dünkel: Juvenile Justice Between Welfare and Justice. In: Josine Junger-Tas (Ed.), International Handbook of Juvenile Justice, New York: Springer Publishers 2008, Pp.225-262.
- 5 刑事罰は連邦中央記録簿 (Bundeszentralregister) に記録され、中央刑事記録簿に有罪宣告者前科記録として登録される。これに対して、教育的措置や命令は連邦教育記録簿 (Erziehungsregister) に記録され、少年前科として公にカウントされることはない。通常、教育記録簿は、検察庁、少年裁判所を含む刑事裁判所を除いて、公的機関でさえも閲覧することができない。
- 6 それは、以下の成人刑事手続原則を支配する原則と考えられている。
 - a) ドイツ刑事手続法 (Strafprozessordnung) 152, 160, 163 および 1070 条に規定された基本的合法性原則あるいは必要の手続原則、および、b) 同法 152 条以下に規定された穏健の裁量原則ならびに機会原則、である。
- 7 紙幅の関係でここでは詳述することができないが、一定の条件の下で、少年係検事は少年係裁判官の文書による同意を必要とする。
- 8 とりわけ、ドイツ基本法 (Grundgesetz) 第 6 条は、両親あるいは権限を与えられた他の法的保護者に優先権を与え、「国親思想 (パレンス・パトリエ)」(parens patriae) 原則に基づく地方自治体あるいは国家機関は例外的なものとする。
- 9 そのような対応は、簡約された少年手続あるいは少年刑事裁判の後にも、公的決定によって課することができる。
- 10 詳細は少年裁判所法 (YCL) 10 条に規定されている。
- 11 詳細は少年裁判所法 13 および 15 条に規定されている。
- 12 詳細は少年裁判所法 47 条に規定されている。どのような場合でも、少年係裁判官が正式手続の要請に従わずにダイバーシオンの解決方法を選択しようとする場合には、少年係検事の同意を必要とする。
- 13 2014 年初頭において、犯罪学文献資料 (KrimDok) には約 180,000 件の文献資料が収録されている。
- 14 Cf. Hans-Dieter Schwind et al. (Eds.): Präventive Kriminalpolitik.

- Beiträge ressortübergreifenden Kriminalprävention aus Forschung, Praxis und Politik. Heidelberg: Kriminalistik-Verlag 1980; XVIII and 649 Pp.
- 15 Cf. Edwin Kube: Systematische Kriminalprävention - Mit praktischen Hinweisen. 2.Auflage. Wiesbaden: BKA 1986.
 - 16 Cf. Hans-Dieter Schwind & Jürgen Baumann (Eds.): Ursachen, Prävention und Kontrolle von Gewalt. Analysen und Vorschläge der Unabhängigen Regierungskommission zur Verhinderung und Bekämpfung von Gewalt. Berlin: Duncker & Humblot 1990. (4 Volumes).
 - 17 ハンガリーにおける刑事政策とコミュニティー・ポリシングの変遷と展開に関して、私の考えでは、すでに数年後に、彼女は将来における展開の安定性について暗黙の関心を示した。Cf. K. Gönczöl: Developing Humane Criminal Justice Systems in Democratic Societies: An Update from Hungary. Probation Journal 52(2), 2005, Pp.181-186.
 - 18 約 1,700 万人の最大の人口を擁するノルトライン・ヴェストファーレン州の法により 1993 年に創設。
 - 19 警察幹部養成専門大学 (Polizei-Führungsakademie)、経験を積んだ警察官たちのための高等専門教育機関であり、専門教育プログラムが成功裏に終了した場合には、それぞれの出身州において指導的な地位に就くことが予定される。警察幹部養成専門大学は、ボンにある連邦内務省によって代表される連邦政府と特別な関係にある全連邦州の内務省によって構成される共同体の共通事業であった。数年前、警察幹部養成専門大学は再組織化され、ドイツ警察大学 (Deutsch Hochschule der Polizei) に変わった。それは、基本的に応用科学大学の性質を有し、中央共同高等教育・専門機関として、全州と連邦の警察権力に対して職務を全うする。カリキュラムには、予防理論、政策、応用犯罪予防の諸問題が含まれている。
 - 20 最も活動的で広範に知られている審議会の一つは、1995 年にニーダ

ーザクセン州オルデンブルク市に公法財団として創設されたものである。この財団は、1999 年に、多彩なアジェンダを擁する「活動場所」として、犯罪予防・セキュリティ管理機関を創設した。

- 21 „Landesrat für Kriminalitätsverhütung“ Schleswig-Holstein. ドイツの憲法ならびに公法の伝統では、連邦州は „Land“ あるいは複数形の „Länder“、しばしば „Bundesländer“ の名称を使用する。
- 22 Cf. 「刑事警察相談」の主な主題別のウェブサイトは、<http://www.polizei-beratung.de/>
- 23 連邦交通・建設・都市発展省 (Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung) は、近年、再組織化され、連邦交通・デジタルインフラストラクチャー省 (Ministerium für Verkehr und Digitale Infrastruktur, BMVDI) に名称変更された。
- 24 「社会都市プログラム」(Programm Soziale Stadt) は、2012 年以降、よりコミュニティーや近隣社会への指向を高める新しい名称「社会都市プログラム～街区への投資」(Programm Soziale Stadt – Investitionen im Quartier) の下で、拡張された。
- 25 Stiftung Deutsches Forum für Kriminalprävention: <http://www.kriminalpraevention.de>
- 26 詳細は、会議の議長であるドグマール・ポールラウカンプ検事 (Prosecutor Dogmar Pohl-Laukamp) による鮮烈な開会の挨拶を参照。若干の修正を加えられた原稿が、書籍 Entwicklung der Kriminalprävention in Deutschland. Allgemeine Trends und bereichsspezifische Perspektiven, zugleich Dokumentation des 3. Deutschen Präventionstages, edited by Hans-Jürgen Kerner, Jörg-Martin Jehre und Erich Marks, Mönchengladbach: Forum Verlag Godesberg 1998 に収録されている。「ドイツ予防会議」(Deutscher Präventionstag) の正式名称は、ボンで開催された第 3 回会議で公認され、1997 年から使用されている。
- 27 本文ならびに以下の文章はドイツ犯罪予防会議 (GCOCF) の英語版ウェブサイト <http://www.gcocf.org/nano.cms/Objectives> の記述に

よる。

- 28 2012年にミュンヘンで開催された第17回ドイツ犯罪予防会議の年次国際フォーラム(AIF)にも言及した最新の出版物の詳細について、書籍 International Perspective of Crime Prevention 5, edited by Marc Coester and Erick Marks, Mönchengladbach: Forum Verlag Godesberg 2013 を参照。第1回から第7回までの年次国際フォーラムのプログラムの電子版はドイツ犯罪予防会議のウェブサイトからダウンロードすることができる。第7回フォーラムの直接のハイパーリンクは、<http://www.gcocp.org/nano.cms/18-gcocp/Page/3> である。
- 29 「ドイツ・ソーシャルワーク・刑法・刑事政策協会～教育サービス」(DBH — Educational Services) (<http://www.dbh-online.de/unterseiten/fachverband/bildungswerk.php>)、「ドイツ犯罪予防フォーラム」(Deutsches Forum für Kriminalprävention, DFK) (<http://www.kriminalpraevention.de/english.html>)、「州ならびに連邦レベルにおける警察犯罪予防プログラム」(Programm Polizeiliche Kriminalprävention der Länder und des Bundes, ProPK) (<http://www.polizeiberatung.de/ueber-uns.html>)、約6万5千人の会員を擁し、全ての連邦州に地域事務所を有するドイツにおける被害者支援・政策の最大の民間機関である「白い環」(Weisser Ring) (<https://www.weisser-ring.de/internet/>) がある。
- 30 本部はパリ。<http://efus.eu/en/>
- 31 本部はモンリオール。<http://www.crime-prevention-intl.org/>
- 32 ジュネーブ暴力・傷害予防部。http://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/en/
- 33 本部はナイロビ。<http://www.unhabitat.org/categories.asp?cated=9>
- 34 本部はソウル。<http://www.kic.re.kr/english/main.asp>
- 35 常態的に緊急にスポンサーを必要としている。そのような尽力の大きさとその「成果」の具体例は、2014年4月にバーデン・ヴュルテンベルク州カールスルーエ市で開催が予定されている次回の第19回ドイツ犯罪予防会議のウェブサイトでご覧することができる。<http://>

www.praeventionstag.de/nano.cms/19-dpt-partner

- 36 Cf. Klára Kerezi: 'Grandpa's Fashion in the New Year' – Innovative Theoretical Thoughts vs. Simplistic Crime Prevention Practices in Hungary. In: P. Hebberecht & E. Baillergau (Eds.): Social Crime Prevention in Late Modern Europe: A Comparative Perspective. Brussels: Academic & Scientific Publishers 2012, Pp.181–209.

【訳者解題】

本稿は、“Hans-Jürgen Kerner: Applied Crime Prevention as a Continuous Challenge for State, Municipalities and Citizen's Associations Alike. Reflections on the Case of Germany. In: Andrea Borbíró et al. (Eds.): A Bűnető Hatalom Korlátainak Megtartása: A Bűnetetés Mint Végső Eszköz. (Liber Amicorum for Katalin Gönczöl). Budapest: Elte Eötvös Kiadó 2014, Pp.275–288.”を訳したものである。

著者は、現在、テュービンゲン大学（ドイツ）法学部名誉教授であり、世界的に著名な研究者で、犯罪学、刑事政策の分野で多岐にわたる卓越した研究で高い評価を得ている。テュービンゲン大学法学部教授として長年にわたり同大学犯罪学研究所の所長を務めるとともに、ドイツ国内では、ドイツ犯罪予防・加害者支援財団会長など、多数の研究者および実務家の団体の会長などの要職を歴任し、国際的には、国際犯罪学会会長、ヨーロッパ犯罪学会会長など、同様に多数の研究者および実務家の団体の会長などの要職を歴任している。

まず初めに、本論文の内容を概説する。

第一に、ドイツでは、すでに 1980 年代に、洗練された犯罪予防のための先駆的で価値のある具体例とそのような方向性における実務の取組みを見出すことができる。警察当局とその研究所は、多様

な部局、機関、団体に共通な課題として、また、国家、地域、地方で発展されなければならない重要な政策課題として、犯罪予防の問題に最も真摯に取り組んでいた。1980年代半ば、政府は、暴力犯罪、とりわけ、少年による暴力、家庭内・パートナー間暴力の認知件数の増加に関心を抱くようになっていた。そこで、公的・私的暴力に関する政策、立法、実践的・科学的局面、実践に関連する知識を評価し、効率的・効果的に取り組むために、暴力対策委員会が設置された。委員会は、警察、司法、社会・少年・福祉局などの実務家、連邦と州レベルの政策立案者、大学の研究者によって構成される学際的な組織であった。

第二に、ドイツでは、犯罪予防に関する国家戦略について、連邦、州、地方自治体レベルにおいて合意を得ることは困難と思われたがために、ドイツ犯罪予防・加害者支援財団等の多数の活動家は、しばしば変化する困難で鋭敏な条件の下で、全国的な犯罪予防に向かうインフォーマルなロードマップにしたがって、一步一步確実に運動を展開した。1992年、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州リュベック市において、ドイツで最初の「地方自治体犯罪予防協議会」が開催された。同州の他の市町村、北部諸州の市町村もこれに続いた。当初は自然発生的で不確かな理念であったが、すぐにコミュニティー犯罪予防協議会、私的プログラム・構想に共通の諸問題の処理、知識とサービス力の蓄積のための州規模の基盤を創り出す確かな計画に発展した。1997年、各州政府・上院部局、連邦内務省の常設会議が、伝統的な警察犯罪予防キャンペーンの再開を確認し、新しい事実上全国的な制度「州・連邦連合犯罪予防プログラム」を創設した。1999年、「連邦交通・建設・都市開発省」は、「社会都市」の名の下に、都市構造と公共空間の予防増進のために全国的な奨励プログラムを開始した。2001年、連邦政府と各州は、犯罪と犯罪性を減じるための多様なアプローチを推進する全国的な犯罪予防組織として、財団法人「ドイツ犯罪予防フォーラム」を創設した。ドイツ都市協会、ドイツ地方自治体協会、20を超える民間

機関、企業、慈善団体など、多数の機関や団体がこれに参加した。

第三に、上述のリューベック市犯罪予防協議会は、創設直後から、近隣のEU加盟国との国境地帯で活動している機関、指導者、民間団体を加えて、地域的な、そして長期的には全国的なネットワークを創設することを熱望していた。その後、3年間でネットワークを形成し、協力的な計画を立て、準備して、2009年9月に、リューベックで、第1回ドイツ犯罪予防会議を開催した。同会議は、その後犯罪予防分野における全国年次大会に発展した。その目的は、広範な社会ネットワークの中で犯罪予防を提示し強化することであり、かくして、同会議は、犯罪の減少ばかりでなく、犯罪の恐怖と被害者数の減少にまで寄与している。2007年の第7回ドイツ犯罪予防会議において、国際的な聴衆に対応するために「国際年次フォーラム」を会議の組織に組み入れた。かくして、ドイツ犯罪予防会議と年次国際フォーラムは、犯罪予防に関するあらゆる領域、とりわけ、行政、教会、健康システム、法律、地方権力、メディア、組織と協会、警察、政界、予防委員会、プロジェクト、学校、科学、少年福祉で働く世界中の人々と関係を持つこととなった。

結論として、コミュニティ犯罪予防を中心とする全国規模の犯罪予防組織という考えは、多様な組織と個人のパートナーの間の安定した関わり合いを必要とする。常設ネットワークは、ローカル・パートナーと関係協力者の間に、透明性、受容性、統合の確固たる感覚を生み出すのに役立つであろう。これは、情報の共有、年間を通じての度重なるミーティング、クライアント、傍観者、住民と腹藏なく討論すること、そして、複雑な社会問題についての紛争やいさかいかいに関わり合う公共機関の現場レベルの代表あるいは職員を通じて生み出すことができるであろう。概して言えば、ドイツには、現在でも「犯罪予防に関する全国的な戦略」は存在しないが、地方、地域、州と連邦の個々ならびに横断的なレベルの会議やネットワーク、とりわけ、ドイツ犯罪予防会議年次大会の機会に、活動家たちの躍動的で多面的な状況が見られる。

以上のようなドイツにおける国家、州、市民団体における犯罪予防の展開状況に対して、わが国における犯罪予防をめぐる状況はどのようなになっているであろうか、比較考察することによって、今後の展開に参考にすることが多々あるように思われる。

わが国では、2002年に刑法犯の認知件数がピークを迎え、犯罪に対する不安・恐怖から「体感治安の悪化」が喧伝され、国民はいわゆるモラルパニックに陥り、これにともなって厳格な取り締まりと重罰化・厳罰化の方向で数々の立法、法改正が展開された。国家主導のもとに「安心・安全な社会」の構築を目指すという機運が高まったが、その後、漠然とした不安は残っているものの、認知件数の減少とともに、体感治安に関する関心が薄れ、直接的感覚は次第に弱まってきている。

警察庁によれば、刑法犯の認知件数は2002年に戦後最多の285万3739件を記録したが、翌2003年から12年連続で減少し、2014年(121万2163件)は1973年に次いで少なかった。そして、減少の理由として、「地域の防犯活動に当たるボランティア団体や人員が増加し、路上や住宅などの防犯カメラも普及し、官民一体となって不審者に目を光らせる取り組みも犯罪抑止につながっている」とする。しかしながら、これらの対策にどれほどの効果があるのかはいまだ実証されておらず、また、ただ単に同時に存在する個々バラバラな対策をもってして「官民一体となって」と表現することができるのかどうかは大いに疑問である。

また、犯罪予防を目的として、少年院から仮退院するなどして保護観察中の少年の社会復帰を支援するために、非常勤職員として受け入れる自治体が増えている。2010年に大阪府吹田市が全国に先駆けて始めたが、現在、受け入れ態勢を整えたのは、全国28自治体だけである。また、法務省によれば、保護観察中の少年や刑務所を出所した元受刑者への「協力雇用主」として約1万2千社が登録しているが、実際に雇用しているのは472社にとどまる。政府は、2015年4月に元受刑者らを雇用する企業への補助金を12万円から

72 万円に引き上げ、さらに、全国 54 の自治体は公共工事入札で協力雇用主への優遇制度を導入している。しかしながら、これらの施策について、前者は全国展開には程遠い状況にあり、後者も積極雇用しているとは説明できない。

以上の状況を鑑みるならば、わが国では、国家、自治体、市民団体が一体となって犯罪予防の戦略を展開しているとは決して言えないであろう。未完ではあるものの、ドイツ犯罪予防会議のように、国家、自治体、市民団体を結集して、総合的な犯罪予防戦略を展開することが必要である。国家、自治体、市民団体が犯罪予防のためのネットワークを構築し、市民が積極的に参加する形態における応用的な犯罪予防を展開することが喫緊の課題となっている。

(はんす・ゆるげん・けるなー テュービンゲン大学法学部名誉教授)

(たけむら・のりよし 桐蔭横浜大学法学部教授)